

## 「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」に基づく認定申請状況

### 無期転換ルールの特例

専門的知識等をもつ有期雇用労働者や、定年後引き続き雇用される有期雇用労働者の方々を対象に能力の有効な発揮を目指す観点から、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」（有期雇用特別措置法）が、平成27年4月1日から施行されました。

通常は、同一の使用者との有期労働契約が通算5年を超えて反復更新された場合に無期転換申込権が発生しますが、有期雇用特別措置法による特例によって、次のような場合には、無期転換申込権が発生しないこととされています。

- ・ 専門的知識等を持つ有期雇用労働者
  - 一定の期間内に完了することが予定されている業務に就く期間（上限：10年）
- ・ 定年後、引き続き雇用される有期雇用労働者
  - 定年後、引き続き雇用されている期間

この特例を受けるためには、専門的知識等をもつ有期雇用労働者や定年後に引き続き雇用される有期雇用労働者について、雇用管理に関する特別の措置に関して、都道府県労働局長の認定を受ける必要があります。

### 無期転換ルールの特例に関する認定申請件数

東京労働局における有期雇用特別措置法の認定申請状況は以下のとおりです。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
27年	45	55	68	109	59	79	85	55	91	72	68	122	908
28年	61	50	64	106	91	108	110	140	121	143	182	240	1,416
29年	148	132	203	300	377								1,160

